

島根県在住の保護者の皆様へ

返済不要です

「奨学のための給付金」の申請をご案内します

島根県では、授業料以外の教育費負担を軽減するため、「奨学のための給付金」制度があります。国公立学校に通う生徒の場合の給付額、手続等は次のとおりです。

○給付の対象となる方（以下の全てに該当する保護者等）

- ①高等学校及び高等専門学校（1～3年生に限る）の生徒の保護者等であること
- ②島根県内の住所を有すること
- ③保護者等全員の市町村民税の所得割が“0円（非課税）”の世帯であること
（最新の課税証明書” “特別徴収額の決定・変更通知書” “納税通知書” 等をご参照ください。）
- ④平成26年度～平成28年度入学生徒の保護者等であること

○給付額（一人当たり）年額32,300円～129,700円

○提出先・締切

・申請（該当）される方は、以下の書類を提出用封筒に密封し7月29日（金）までに下記住所へ提出してください。

●提出書類

・生活保護受給世帯（生業扶助が措置されている場合）

- 1) 給付申請書（様式第1号）※申請者は扶養者の方になります。
- 2) 保護者全員の市町村民税所得割額が記載されている書類（最新の課税証明書等）
- 3) 在学証明書
- 4) 振込先口座通帳の、名義、フリガナ、口座番号、店番号が載っているページの写し ※コピー例を参照
- 5) 7月1日現在の生業扶助の措置状況を証明する書類（別紙6）※市町村が発行する生活保護受給証明書でも可

・生活保護受給世帯以外で保護者等全員の市町村民税の所得割が“0円（非課税）”の世帯

- 1) 給付申請書（様式第1号）※申請者は扶養者の方になります。
- 2) 保護者全員の市町村民税所得割額が記載されている書類（最新の課税証明書等）
- 3) 在学証明書
- 4) 振込先口座通帳の、名義、フリガナ、口座番号、店番号が載っているページの写し ※コピー例を参照
- 5) 健康保険証の写し（15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の子のもの）
- 6) 扶養に関する申立書（健康保険証の写しに国民健康保険証を添付する場合に限る）
（扶養されていることが確認できないため）

●その他

- ・申請後、不足書類等があれば県教育委員会から、ご連絡をさせていただく場合があります。その際は速やかに、ご対応ください。
※0852-22-5915、5918、5935 の電話番号からご連絡します。
- ・書類が揃わないと、お支払いできませんので、ご協力をお願いいたします。
- ・審査の上、給付を決定した際には、その旨を文書でお知らせします。お振込み時期は12月以降となる見込です。
- ・提出書類等について、ご不明な点がございましたら、下記へお問い合わせください。
⇒島根県 教育庁 学校企画課 情報・運営グループ（電話：0852-22-6916）
〒690-8502 島根県松江市殿町1番地